

健保ニュース

第164号 平成25年3月27日

(ご家庭へ持ち帰ってみんなで読みましょう)

オークマ健康保険組合

愛知県丹羽郡大口町下小口五丁目25番地の1

TEL0587-95-0913 FAX0587-94-3570

<http://www.okuma-kenpo.or.jp/>

第192回組合会のご報告



平成25年3月6日(水)に「第192回組合会」が開催され、平成25年度の事業計画ならびに収入支出予算が承認可決されましたので、お知らせします。

健康保険組合の財政状況について

健保組合の財政状況が厳しいことはすでにご承知のことと思います。その大きな要因は、高齢化や医療技術の高度化により増加する医療費と国に納める納付金等(納付金・支援金・拠出金)です。

国が行う高齢者医療制度において、健保組合は高齢者の医療費に対して多額の納付金等を納めることになっています。

国全体の高齢化が進み、年々納付金等は大きくなり、平成25年度の当健保組合の納付金等は、9億7千万円にも上る見込みです。みなさまと会社から納めていただく健康保険料で、納付金等と医療費である保険給付費がまかないきれない状態です。これは、当健保組合に限らず、健保組合の約9割も同様の状態です。

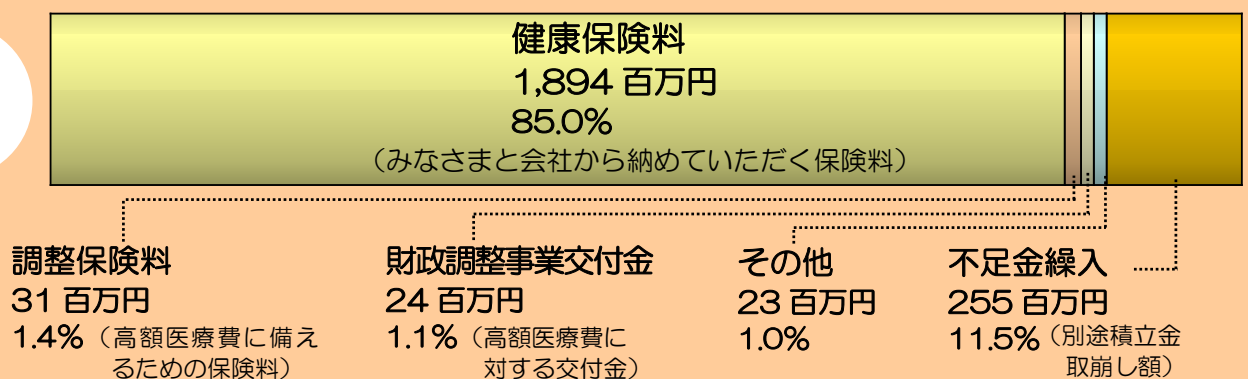
このような状況下、当健保組合の平成25年度予算は5年連続の赤字となりました。財政上、大変厳しい状況ではありますが、別途積立金を取崩すことにより、**健康保険料率を据え置く**ことを組合会で決議いたしました。

少しでも健保組合の財政を改善していくには、みなさまのご理解が必要です。当健保組合としましては、今後も医療費削減に向けた保健事業を積極的に推進してまいりますので、加入者のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

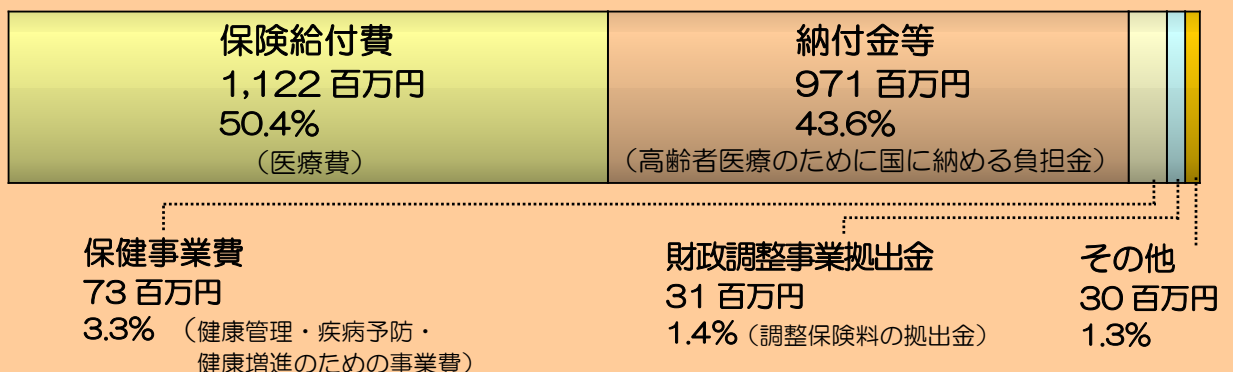


平成25年度の収入支出予算について

収入



支出



平成25年度の保健事業について

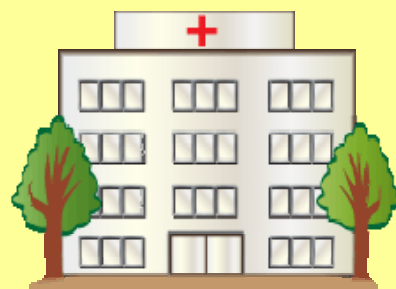


各保健事業については、平成24年度の主な事業を継続して実施します。変更点及び平成25年度に新たに実施する事業は次のとおりです。

ご注意！ 半日人間ドック補助の個人負担金額変更のお知らせ

疾病予防補助の統一性を図るため、個人負担割合を健康保険と同じ3割とし、半日人間ドックの個人負担金額を5,000円から10,000円に変更いたします。

内 容：個人負担金額を 10,000円とします
対象者：被保険者・被扶養者の35才以上の希望者
期 間：平成25年4月受診分から
その他：受診の申込方法等の変更はありません



新規事業です！ 脳ドック補助の実施について(予定)

新たに、40才以上の被保険者・被扶養者の希望者を対象に脳ドック補助を行なう予定です。平成25年6月スタートを計画しており、現在、医療機関と調整を行なっています。詳細が決まり次第、健保ニュースでご案内いたします。

上記の他に次の事業を予定しています

- ◆女性がん検診の啓蒙パンフレットの配布
(対象：女性の被保険者と被扶養配偶者)
- ◆ジェネリック医薬品の使用啓蒙（意思表示シールの配布）



■ 予算の基礎数値

【健康保険】

- 被保険者数 4,129人
- 健康保険料率 1000分の80
事業主(会社) 1000分の48
被保険者(本人) 1000分の32

【介護保険】

- 第2号被保険者数 2,212人
- 介護保険料率 1000分の16
事業主(会社) 1000分の8
第2号被保険者 1000分の8



※ 第2号被保険者とは、40歳から64歳までの健康保険料徴収者をいいます

平成24年度 海・山の家利用補助(旅行補助)の締め切りが間近です！

平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)の海・山の家利用補助(旅行補助)の締め切りは、平成25年4月25日(木)までです。申請期限を過ぎて補助金申請書を健保組合へ提出されても、補助金は支給できませんのでご注意ください。



ご存知ですか？

整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージ等は健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります！

整骨院・接骨院等からの請求内容が、適正であるかを受診者に確認していただくため、平成24年12月から「受診確認（照会）」を実施しております。みなさまには、積極的にご協力いただき、感謝申し上げます。さて、整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージ等を受ける際に、健康保険が使える場合、使えない場合をまとめました。こちらを参考いただき、引き続き、医療費の適正化にご協力をお願いします。

○ 整骨院・接骨院で健康保険が使える場合

急性、亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れ）
（骨折、脱臼は応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要となります）

× 整骨院・接骨院で健康保険が使えない場合

- ・ スポーツ等による筋肉疲労や筋肉痛
- ・ 病院等で同じ負傷（打撲、捻挫、挫傷等）の治療を受けながら、整骨院・接骨院でも同時に受診した場合
- ・ 日常生活の疲れからくる肩こり、腰痛、ひざ痛、体調不良等
- ・ マッサージ代替りの利用
- ・ 内科的な病気が原因の痛み
- ・ 慢性的な痛み、原因が不明の痛み
- ・ 症状の改善が見られない長期にわたる痛み
- ・ 交通事故や第三者行為による負傷
- ・ 業務上の負傷や通勤途中の負傷

応急手当では医師の同意がなくても健康保険が使えますが、引き続き整骨院・接骨院に通院する場合は、医師の同意がなければ健康保険は使えません。

よく看板で見かける「各種保険取扱」とは、上記の「健康保険が使える場合」の施術に限り使えるという意味です。



ご注意！

はり・きゅう、マッサージ等の健康保険適用範囲は限定的です。

○ はり・きゅうで健康保険が使える場合

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な痛み

※ 健康保険適用には、あらかじめ医師が発行した同意書または診断書が必要。

※ 病院等の医療機関で同様の傷病で治療を受けている場合は、同時に受けるはり・きゅうの施術には健康保険が使えません。

○ あんま・マッサージ・指圧で健康保険が使える場合

筋麻痺や関節拘縮等で医療上のマッサージが必要と判断された場合

※ 健康保険適用には、あらかじめ医師が発行した同意書または診断書が必要。

単に疲労回復や慰安を目的としたものや疾病予防のためのマッサージ等は健康保険の対象となりません。



家計に優しいジェネリック医薬品！

まずは一度試してみませんか？

私達が病院等の医療機関を受診した際、必要に応じて薬を処方してもらいます。その薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。新薬からジェネリック医薬品に変更することで、みなさんの家計にも優しく、さらに医療費の節減にも大きな効果が期待できます！

医薬品の分類

医薬品



一般用医薬品

薬局等で売られる薬

医療用医薬品

医師から処方される薬

新薬

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは？

新薬の特許期間が切れた後に、製造・販売される後発医薬品をいいます。薬事法による品質基準をクリアし、厚生労働省によって新薬と同等の品質・有効性・安全性があると認められた医薬品です。

ジェネリック医薬品でどのくらい節約できるの？

新薬は研究開発に莫大な費用を要するため価格は高くなります。しかしジェネリック医薬品は特許期間終了後に開発されるため、コストを抑えられ、価格は新薬の約2割から8割と安価になっています。特に糖尿病・高血圧症・脂質異常症等の慢性疾患で、長期間に渡って薬を飲む必要がある場合は、医療費の節約効果は高いといえます。

1年間にかかる薬代の加入者負担額の比較（自己負担3割の場合）

疾病	新薬	ジェネリック医薬品	差額
糖尿病 代表的な薬を1日3回服用の場合	62,535 円	29,028 円	33,507 円
高血圧症 代表的な薬を1日1回服用の場合	8,771 円	5,530 円	3,241 円
脂質異常症（高脂血症） 代表的な薬を1日1回服用の場合	12,286 円	3,931 円	8,355 円

ジェネリック医薬品に変更してもらうためには？

STEP 1

まず、医師に尋ねてみましょう。



STEP 2

処方せんをよく見てみましょう。



STEP 3

調剤薬局の窓口でジェネリック医薬品使用の意思を伝え、薬剤師に相談しましょう。

